

報道関係各位

## ビバモールを含む全入店テナント※固定賃料の 50%減免期間延長について ～ 3ヶ月連続の減免を決定～

株式会社 L I X I L ビバ（社長:渡邊修、本社:さいたま市浦和区）は、4月、5月分を対象に実施しておりました、ビバモールを含む全入店テナント※の固定賃料の 50%減免を延長することを決定致しました。

当社はビバモールおよびホームセンターとの共同出店に関わるデベロッパー事業（テナント面積約 20 万㎡）を運営しております。

※食品を取り扱う業種、ドラッグストアを除く全入店テナント

当社がテナント様より頂く固定賃料は、原則翌月分を前月末までにお支払いいただく先払い方式となっております。

多くのテナント様が5月4日の緊急事態宣言継続を受けて、厳しい営業状況が続いていることを鑑み、手元資金の負担支援として引き続き6月分の先払い賃料についても50%減免させていただきます。

これにより、3ヶ月連続でテナント様の固定賃料を50%減免させていただくこととなりますが、テナント様と一緒にこの厳しい状況を乗り越え、成長に向けた信頼関係を構築してまいりたいと存じます。

L I X I L ビバは感染防止対応および営業対応について引き続き、お客様、お取引先様、従業員の安全を最優先に考え対応してまいります。

### お問い合わせ先

I R 広報室 TEL : 070-3161-8983 (小林) 070-3192-5605 (渡部)